

事前評価調書

I 事業概要						
事業名	農業農村整備事業（経営体育成基盤整備事業）					
地区名	服政地区					
事業箇所	海部郡飛鳥村大字新政成 外					
事業のあらまし	<p>本地区は愛知県の西南端部、海部郡飛鳥村の中央部に位置し、二級河川日光川と伊勢湾に面した面積約 235ha の水田地帯で、昭和 40 年代にほ場整備事業等で整備された地域である。</p> <p>地区内の古政成、新政成の揚水機場は、設置後 40 年以上が経過しており、老朽化のため用水供給に支障をきたしている。また、一部の用水路はコンクリート管の老朽化により通水に支障をきたしており、維持管理に多大な労力と経費を必要としている。</p> <p>一方、地区内の排水路においても、整備後 40 年余が経過しており、老朽化により水路の破損や法面崩壊が多発している。</p> <p>このため、揚水機場、用水路、及び排水路の改修を行うことにより、水管理の省力化を図ると共に、高生産性農業の推進と農業の持続的発展による農村環境の保全を目指す。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <p>農業基盤の整備により、作物の湛水被害を防止し、担い手への農用地利用集積率を高める。</p>					
事業費	事業費		内訳			
	15.1 億円		■工事費 13.1 億円、■用補費 0.2 億円、■その他 1.8 億円			
事業期間	採択予定年度	平成 27 年度	着工予定年度	平成 28 年度	完成予定年度	平成 32 年度
事業内容	排水路工 174.4ha (17.6km) 用水路工 158.7ha (0.4km、揚水機場 2 箇所)					
II 評価						
①事業の必要性	1) 必要性	<p>地区内の古政成、新政成揚水機場は老朽化のため用水供給に支障をきたしている。また、一部の用水路はコンクリート管の老朽化により通水に支障をきたしており、維持管理に多大な労力を費やしている状況である。</p> <p>一方、排水路においても、整備後 40 年余が経過し、老朽化により水路の破損や法面崩壊が多発しており、施設の維持管理には多大な労力を費やしている状況であり、担い手への集積が進まない原因ともなっている。今後、高齢化による農業従事者の減少がさらに進むことが予想され、農村環境の荒廃や農業の存続が危ぶまれていることから、担い手が将来に渡って地域の農業を支えることができるよう、農地を整備する必要がある。</p>				
	判定	A	<p>A：現状の課題又は将来の予測から事業の必要性がある。</p> <p>B：現状の課題又は将来の予測が十分把握されていない。</p> <p>【理由】</p> <p>農村環境の荒廃や農業存続への不安の要因となっている用水安定供給、排水路の老朽化に速やかに対処し、担い手への農用地利用集積を推進する必要がある。</p>			

②事業の効果	1) 貨幣価値化可能な効果(費用対効果分析結果)	【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析結果】					
		区 分			事前評価時 (基準年:H26)	備 考	
	費用 (億円)	当該事業による費用			12.0		
		その他費用(関連事業費+資産価格+再整備費)			47.9		
		合計(C)			59.9		
	効果 (億円)	作物生産効果			24.9		
		品質向上効果			1.4		
		営農経費節減効果			-1.2		
		維持管理費節減効果			-2.6		
		災害防止効果(農業)			51.7		
災害防止効果(一般)			3.8				
災害防止効果(公共)			10.3				
水源かん養効果			5.0				
	合計(B)			93.3			
	(参考)	農地面積(ha)		234.7			
	算定						
	要因						
	総費用総便益比(B/C)			1.58			
	【貨幣価値化可能な効果(費用対効果)分析手法】 「新たな土地改良の効果算定マニュアル」(平成19年9月農林水産省農村振興局企画部土地改良企画課・事業計画課監修)に基づき算出。						
2) 貨幣価値化困難な効果	なし						
判定	A	A: 十分な事業効果が期待できる。 B: 十分な事業効果が期待できない。					
		【理由】 費用対効果分析結果から十分な効果が期待できる。					
③事業の実効性	1) 事業計画	事業計画及び実績					
	工種区分	調査・設計	←	→			
		用地・補償					→
		工事		←			→
		用水路工 (揚水機場含む)		←			→
		排水路工		←			→
		事業費(億円)			12.7		2.4
	※事業費について、今後5年間分の事業費と、それ以降の残事業費を記載する。						
	2) 地元の合意形成	本地区は土地改良法に基づく申請事業であり、地元の合意形成は図られている。					
	3) 環境への影響	揚水機場ファームポンド隣接地に、親水施設を整備し、地域の憩いの場として整備するとともに、生物の生息空間を確保する。 また、施工時期は、保全対象生物が少ない時期を選ぶとともに、濁水及び土砂流出の防止対策や、低騒音・低振動・排出ガス対策型建設機械の使用等の対策を実施し、自然環境、居住環境に著しい悪影響を及ぼさないよう配慮する。					
判定	A	A: 事業計画の実効性が期待できる。 B: 事業計画の実効性が期待できない。					

		【理由】 事業計画に無理がなく地元の合意形成も図られており、実効性が期待できる。	
④事業手法の妥当性	1) 代替案の比較検討結果	区画整理を伴わない生産基盤の整備で、老朽化した用水路、排水路の更新整備であることから、現位置で改修を行う計画が経済的かつ効率的で最も妥当である。	
	判定	A	A：手段に代替性がなく妥当である。又は、手段には代替性があるが当該手段が最も妥当である。 B：手段には代替性があり、改善の余地がある。
【理由】 経済性、現地状況等から、最も妥当な事業計画である。			
Ⅲ 対応方針（案）			
事業実施が妥当である。	事業実施が妥当である。：上記①～④の評価ですべてA判定であるもの。 事業実施は妥当でない。：上記以外のもの。		
Ⅳ 事後評価実施の有無と主な評価内容			
<input checked="" type="checkbox"/> 対象（事業完了後5年目） <input type="checkbox"/> 対象外 【事業完了後5年を越えて実施する理由・対象外の理由】 — 【主な評価内容】 <ul style="list-style-type: none"> ・担い手の農地利用集積率 ・営農状況 			
Ⅴ 事業評価監視委員会の意見			
服政地区の対応方針（案）[事業実施] を了承する。			
Ⅵ 対応方針			
事業実施			